

富山県交通遺児等激励金のご案内



「富山県交通遺児等激励金」とは…

交通事故等により、その父母等を失った交通遺児を激励し支援するため、遺児になったとき及び小学校、中学校、高等学校等に入学したときにそれぞれ激励金を支給するものです。

支給対象者

県内に住所を有する小学校就学前の子ども及び小学校・中学校・高等学校等に就学している満20歳未満の者（就学予定の者を含む）で交通事故又は災害等により、父母等を失ったもの

支給金額

● 遺児になったとき

30,000円

● 遺児が小学校・中学校・高等学校等に

入学したとき

その都度

20,000円

支給申請

激励金の支給を受けようとする遺児の保護者は、裏面申請書に必要事項を記載し、お住まいの市町村交通安全担当課へ提出してください。

（ただし、5年間支給申請がない場合は、時効により権利が消滅しますので、ご注意ください）

支給申請の仕方、制度の内容など、詳しくはこちらまでお問い合わせください

お問い合わせ先 / 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県県民生活課（くらし安全班）

TEL 076-444-3130 **FAX 076-444-3477**